

廃棄物埋設施設の「技術的能力」に関する記載修正の考え方について

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
添 付 書 類 二：変更に係る <u>廃棄物管理</u> に関する技術的能力に関する説明書	○廃棄物埋設施設に適用される法令、施設名称等の相違を踏まえた表現に修正予定
<p align="center">目 次</p> イ．変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による <u>廃棄物管理</u> の方法又はこれらに準ずるものの概要 ロ．変更に係る主たる技術者の履歴 ハ．その他変更後における <u>廃棄物管理</u> に関する技術的能力に関する事項	(以降、適用法令、施設名称等の相違による記載修正は省略する。)
イ．変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による <u>廃棄物管理</u> の方法又はこれらに準ずるものの概要 本変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による <u>廃棄物管理</u> の方法又はこれらに準ずるものはない。	
ロ．変更に係る主たる技術者の履歴 当社は、 <u>新卒採用した技術者を当社施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事させることにより、また、原子力発電所の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を積んだ電力会社、我が国唯一の再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する日本原子力研究開発機構、原子力発電所を始めとする原子力施設の設計及び工事の経験を有するメーカ、エンジニアリング各社からの移籍等により、原子力工学、核燃料工学、放射線管理、土木工学、建築工学等の専門的知識及び経験を有する技術者を擁している。</u> 本変更に係る当社の主たる技術者及びその履歴は、第1表に示すとおりである。	○埋設事業部の組織要員の確保方法の相違を踏まえて、3号廃棄物埋設施設の増設等に必要な専門的知識及び経験を有する技術者を擁していることを意図した表現に修正予定

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p>(「第1表 廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務の分掌」を省略)</p>	
<p>ハ. その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育及び訓練並びに有資格者等の選任及び配置については次のとおりである。</p>	<p>○現行の品管規則を踏まえた表現の適正化を予定</p>
<p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における<u>廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</u></p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更後における設計及び工事に関する業務については、<u>再処理事業部及び技術本部</u>の各部署が実施する。</p> <p><u>新增施設に係る設計及び工事に関する業務について、新增施設の建設計画に関する業務は再処理計画部が実施する。建設計画に基づく設計及び工事について、土木建築に関する業務は技術本部土木建築部が、機電に関する業務はエンジニアリングセンターが責任箇所として実施する。ただし、機電に関する業務のうち放射線管理設備、核物質防護設備及び防災管理設備については、それぞれ再処理事業部の放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部が責任箇所として実施する。</u></p> <p><u>新增施設と既存施設（他事業との共用施設を含む。）との繋ぎ込みに関する既存施設の工事は、各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</u></p> <p><u>既存施設（他事業との共用施設を含む。）の改造及び更新工事に係る設計及び工事に関する業務については、再処理事業部の各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</u></p> <p>これらの業務に係る<u>再処理事業部及び技術本部</u>の各部署の間における連携については、責任箇所が主体となって、確実に業務を遂行するため各部署との業務及び責任の範囲を明確化した上で実施する。</p> <p>なお、他事業との共用施設に係る設計及び工事に関する業務の実施主体、責任範囲は、それぞれの事業の</p>	<p>○埋設事業部の組織構成及び業務分担に合わせた表現に修正予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p>担当部署の間で明確にし実施する。</p> <p>(「第1図 組織図」を省略)</p>	
<p>本変更後における運転及び保守の業務については、<u>再処理事業部</u>の各部署が実施する。</p> <p>運転に関する操作、巡視、点検等の業務は、<u>再処理事業部のガラス固化施設部、運転部、共用施設部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部</u>がそれぞれ実施する。</p> <p>機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守の業務は、<u>再処理事業部の土木建築保全部、計装保全部、電気保全部、機械保全部、共用施設部、ガラス固化施設部、放射線管理部、核物質管理部及び防災管理部</u>がそれぞれ実施する。</p>	<p>○埋設事業部の組織構成及び業務分担に合わせた表現に修正予定</p>
<p>地震、<u>竜巻</u>、<u>火山</u>等の自然現象等による被害（以下「自然災害等」という。）が発生した場合に対処するために必要な体制の整備については、保安規定等において具体的に記載する。</p> <p>自然災害等の非常事態に際しては、適確に対処するため、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とした保安規定に基づく非常時対策組織及び事象の進展に応じて「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の<u>法</u>に基づく<u>再処理事業所再処理事業部</u>原子力事業者防災業務計画における原子力防災組織を構築し対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>自然災害等が発生した場合は、非常時対策組織又は原子力防災組織の要員にて初動活動を行い、本部長の指示の下、参集した要員が役割分担に応じて対処する。</p>	<p>○廃棄物埋設施設に必要な対応を踏まえた体制及び現行の防災業務計画に合わせた表現に修正予定</p>
<p>廃棄物管理事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、廃棄物管理施設の<u>改造計画</u>、<u>ガラス固化体の受入れ計画</u>等について、技術的専門性を有した委員によって、廃棄物管理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する貯蔵管理安全委員会（<u>再処理事業部</u>長が委員長を任命）を設置する。本会議及び本委員会により保安活動に関する必要な事項について審議するとともに、本会議及び本委員会からの指示事項に対するその実施状況及び処置状況を<u>監理</u>する。社長が行う廃棄物管理の事業に関する<u>品質保証</u>を補佐する業務</p>	<p>○現行の品管規則及び社内規程を踏まえた表現の適正化を予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p>は、安全・品質本部が実施する。<u>品質保証</u>に係る内部監査は、監査室が実施する。また、<u>品質保証活動</u>の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p>	
<p>以上のとおり、本変更後における設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等の対応を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築している。</p>	—
<p>2. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p><u>令和2年3月1日</u>現在、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者を1,114人確保している。これらの廃棄物管理の事業に係る技術者の専攻の内訳は、電気、機械、金属、原子力、化学等であり、事業の遂行に必要な分野を網羅している。</p> <p>技術者の専攻別内訳を第2表に示す。</p> <p>(「第2表 技術者の専攻別内訳」を省略)</p>	○補正時の最新状況に更新予定
<p>(2) 在籍技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p><u>令和2年3月1日</u>現在における在籍特別管理職（課長以上）及びそれ以外の在籍技術者の原子力関係業務従事年数は、第3表のとおりである。</p> <p>(「第3表 技術者の原子力関係業務従事年数」を省略)</p>	
<p>(3) 有資格者数</p> <p><u>令和2年3月1日</u>現在における国家資格取得者数は、第4表のとおりである。</p> <p>(「第4表 技術者の国家資格取得者数」を省略)</p>	
<p><u>また、自然災害等への対応について検討した結果、大型自動車運転免許の資格を必要とするため、その</u></p>	○3号廃棄物埋設施設の増設等における必要性を検討し、その結果

<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設における技術的能力</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物埋設施設における記載修正の考え方</p>
<p><u>有資格者を確保している。令和2年3月1日現在の廃棄物管理施設における自然災害等の対応に必要な大型自動車を運転する資格を有する技術者を延べ96人確保している。</u></p>	<p>を踏まえた表現に修正予定</p>
<p>(4) 配置</p> <p>業務の各工程に応じて上記の技術者及び有資格者を必要な人数配置する。技術者については、今後想定する工事等の状況も勘案した上で、採用、教育及び訓練を行うことにより継続的に確保するとともに、有資格者についても、各種資格取得を奨励することにより必要な数の資格取得者を確保していく。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保している。</p> <p><u>なお、これらの技術者及び有資格者が従事する業務のうち、品質保証、安全管理、放射線管理等の業務は、廃棄物管理事業及び再処理事業で同一であることから、当該業務に従事する技術者及び有資格者は両事業に従事している。</u></p>	<p>○埋設事業部の組織運営に合わせた表現に修正予定</p>
<p>3. 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>当社は、<u>平成4年</u>に廃棄物管理の事業の許可を受け、これまでに<u>ガラス固化体を最大1,440本管理</u>する能力を有する施設の設計及び工事を行ってきた経験を有しているとともに、<u>平成7年</u>からの運転及び保守の経験を有している。また、<u>平成15年</u>に<u>ガラス固化体を最大1,440本管理</u>する能力を有している施設の増設について<u>廃棄物管理事業</u>の変更許可を受け、設計及び工事を行った経験を有している。さらに、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により</u>経験を有している。</p> <p><u>なお、令和2年3月1日現在における在籍技術者のうち、国内外の主な機関への研修及び社内研修で原子力技術を習得した者は、第5表に示すとおりである。</u></p> <p>(「第5表 機関別研修者数」を省略)</p>	<p>○1号及び2号廃棄物埋設施設での経験及び研修実績を踏まえて、3号廃棄物埋設施設の増設等に必要経験を有していることを意図した表現に修正予定</p>

<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設における技術的能力</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物埋施設における記載修正の考え方</p>
<p>さらに、当社は、国内外の関連施設との情報交換、トラブル対応に関する情報収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていく。</p> <p>新規規制基準施行を踏まえ、自然災害等対策について検討し、基本設計等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備していく。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の経験として、当社で発生したトラブル情報や国内外のトラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を十分に有しており、今後も継続的に技術者を確保するため技術の継承を実施し経験を積み上げていく。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>4. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る <u>品質保証活動</u></p> <p>廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における <u>品質保証活動</u> に関して、<u>「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」</u> 及び <u>「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第32号）</u> に基づき、安全文化の <u>醸成活動</u> 並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、<u>維持するとともに、有効性を継続的に改善する</u>。また、品質マネジメントシステムを <u>品質保証計画として定めるとともに、品質保証計画書</u> として文書化する。</p> <p>社長は、<u>品質保証活動</u> の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。</p>	<p>○現行の品管規則及び保安規定を踏まえた表現の適正化を予定</p>
<p><u>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</u></p>	<p>○申請時期の相違による記載であるため、表現削除を予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動の体制</p> <p>品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長を管理責任者とした品質保証体制を構築する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除するとともに監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営層の立場として品質保証活動の実施状況を観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示及び命令を行う。</p>	<p>○現行の品管規則及び保安規定を踏まえた表現の適正化を予定</p>
<p>監査室長は、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長が実施する業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p>	<p>○埋設事業に係る組織の職位名称に修正予定</p>
<p>安全・品質本部長は、社長が行う廃棄物管理の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。</p>	<p>○現行の品管規則を踏まえた表現の適正化を予定</p>
<p>再処理事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括する。技術本部長は、技術本部長が実施する廃棄物管理施設の設計及び工事に係る業務を統括する。また、再処理事業部長及び技術本部長は、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を再処理事業部長が社長へ報告する。</p>	<p>○現行の品管規則を踏まえた表現の適正化及び埋設事業部長の職務を踏まえた表現の修正を予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力

各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。

各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。

各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。

貯蔵管理安全委員会は、廃棄物管理施設の保安活動について審議を行う。また、品質・保安会議は、全社的な観点から保安活動及び品質保証活動方針、品質保証活動に係る重要な事項について審議を行う。さらに、安全・品質改革委員会は、各部門の品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察及び評価を行い、要員、組織、予算、購買等の仕組みが機能しているか審議する。

社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者として、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定する。この品質方針は、安全及び品質の向上のため、技術力の向上、現場第一主義の徹底を図りつつ、協力会社と一体となって、安全文化を醸成し品質保証活動の継続的な改善に取り組むこと、さらに、法令及びルールへの遵守はもとより、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力安全達成に細心の注意を払い、地域の信頼をより強固なものとし、ともに発展していくよう、社員一人ひとりが責任と誇りを持って業務を遂行することを表明している。また、品質方針が組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、社内イントラネットへの掲載、執務室での品質方針ポスター掲示、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、全社品質保証活動の推進部門、実施部門及び監査部門の要員に周知している。

各業務を主管する組織においては、各業務を主管する組織の長によるレビューを実施し、各業務を主管する組織における社内規程の改訂に関する事項、品質目標、管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。

廃棄物埋設施設における記載修正の考え方

○現行の品管規則等を踏まえた表現の適正化を予定

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p><u>再処理事業部長</u>は、実施部門の管理責任者として、<u>品質保証部長</u>の補佐を受けて、実施部門の各組織のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>また、監査室長は、監査部門の管理責任者として、安全・品質本部長、<u>再処理事業部長</u>及び<u>技術本部長</u>が実施する業務に関し内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p>	<p>○埋設事業に係る組織の職位名称に修正予定</p>
<p>安全・品質本部長は、全社<u>品質保証活動</u>の推進部門の管理責任者として、社長が行うマネジメントレビューが円滑に実施されるよう補佐するとともに、オーバーサイト結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>管理責任者のレビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとするほか、品質目標等の業務計画の策定及び改訂、社内規程の制定、改訂等により業務へ反映する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを、各業務を主管する組織の長に通知し、各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して、各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の<u>品質保証活動</u>の実施状況を評価確認し、次年度の品質目標に反映し、活動する。また、管理責任者はそれらの状況を確認する。</p> <p>品質・保安会議では、<u>品質保証活動</u>方針、<u>品質保証活動</u>状況及び<u>品質保証活動</u>に係る重要な事項について審議する。</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安活動に関しては、保安規定<u>第10条</u>に基づく<u>貯蔵管理安全委員会</u>を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映する。</p>	<p>○現行の品管規則及び保安規定を踏まえた表現の適正化を予定</p>

<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設における技術的能力</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物埋設施設における記載修正の考え方</p>
<p>(2) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る <u>品質保証活動</u></p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、<u>品質保証計画書</u>にしたがい、廃棄物管理施設の安全機能の重要度を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードにしたがい調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査、試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、<u>品質保証計画書</u>にしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を <u>再処理事業部 不適合等管理要領</u>にしたがって確認する。</p> <p>以上のとおり、<u>品質保証活動</u>に必要な文書を定め、<u>品質保証活動</u>に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p>	<p>○現行の品管規則及び社内規程を踏まえた表現の適正化を予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋施設における記載修正の考え方
<p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>b. 廃棄物の取扱いに係る技術者に対して、知識、技術及び技能に係る<u>筆記及び実技試験</u>を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p><u>c. 実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</u></p> <p>d. 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会、<u>日本原子力発電株式会社</u>）等において、原子力安全、技術、技能の維持及び向上を目的とした社外研修、講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記（1）によって培われる技術的能力に加え、建設工事の進捗状況に合わせて建設工事に直接従事させることで設備等に対する知識の向上を図る<u>とともに、フランスのOrano Cycle社再処理施設における、運転、保守及び放射線管理の訓練の実施、継続した技術情報収集を行う。</u></p>	<p>○埋設事業部の運用方法に合わせた表現に修正予定</p>

<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設における技術的能力</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物埋設施設における記載修正の考え方</p>
<p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、配属された部門に係る基礎的な教育及び訓練を受ける。廃棄物管理施設の仕組み、放射線管理等の基礎教育及び訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育及び訓練を受け、廃棄物管理に関する基礎知識を習得する。</p> <p>b. <u>再処理事業所</u>では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それにしたがって教育を実施する。</p> <p>c. 本変更後における業務に従事する自然災害等に対応する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ、継続的に必要な教育及び訓練を実施する。</p> <p>d. 災害対策要員の体制を整備し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>以上のとおり、本変更後における技術者に対する教育及び訓練を実施し、その専門知識、技術及び技能を維持及び向上させる取り組みを行っている。</p>	<p>○埋設事業部の運用方法に合わせた表現に修正予定</p>

廃棄物管理施設における技術的能力	廃棄物埋設施設における記載修正の考え方
<p>6. 有資格者等の選任及び配置</p> <p><u>核燃料物質</u>の取扱いに関し、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(昭和63年11月7日 総理府令第47号)に基づき、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を廃棄物取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>廃棄物取扱主任者は、廃棄物管理施設の保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うこととし、<u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物</u>の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>以上のとおり、廃棄物管理施設の保安の業務に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>○現行の保安規定を踏まえた表現の適正化を予定</p>